兵高教組　2026年10月22日
調査情報　13号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL：078-341-6745　FAX：078-351-3185
URL：http://www.hyogo-kokyoso.com
mail：honbu@hyogo-kokyoso.com

教職員の人事評価・育成システム

積極的に評価の開示を求めましょう！

開示期間は 11/6（金）までです

各学校で伝えられていると思いますが、兵庫県人事委員会は、8月28日付で「県立学校教職員の人事評価（定期評価）及び臨時的任用・任期付採用の教職員及び会計年度任用職員の人事評価の実施等について」の通知を発出しました。この通知によれば、例年通り10月1日を基準日とし、常勤教職員、臨時教職員、会計年度任用職員の人事評価が実施され、すでに19日から評価結果の開示が始まっています。高教組は県教委との間で、教職員人事評価・育成システムは「兵庫の教育の発展、教職員と教職員集団の力量の向上につながるものとすること」を確認しており、人事評価を直接賃金や昇給に使うことについては一定の歯止めをかけていますが、人事評価が恣意的な評価にならないよう、また、不合理に運用されないように、積極的に評価の開示を求め、問題がないかどうかをチェックしましょう。

教職員の人事評価の内容　　項目ごとの評価の基準は「ｂ」

評価は、教育職員と事務・技能労務職員で分かれており、それぞれ７つ・４つの評価項目ごとに教頭が１次評価を、校長が総合評価を行います。評価・育成項目ごとの評価は、「ｓ、ａ、ｂ、ｃ、ｄ」で記載され、特に問題がない場合は「ｂ」となります。この評価結果等を踏まえて、校長が「職務の遂行状況に着目した評価・育成項目」と「発揮された意欲や能力に着目した評価評価・育成項目」のそれぞれについて総合評価（絶対評価）と全体評価（絶対評価）を次の評価基準に基づいて行います。

S　極めて良好である	A　特に良好である	B　良好である（標準）
C　概ね良好であるが、一層の努力を期待する	D　問題がある	

臨時的任用・任期付採用の職員、会計年度任用職員の人事評価

評価結果で任用更新を決めるわけではない

この評価については「組織全体の士気高揚と公務能率の向上につなげるとともに、職員の勤務意欲の向上と能力の育成を図る」ことが目的であるとされています。

以下は臨時教職員（常勤・非常勤）の１次評価（教頭）の評価表です。

a	学校教育活動の充実に寄与するとともに、円滑に職務を遂行している
b	滞りなく職務を遂行している
c	概ね滞りなく職務を遂行しているが、一層の努力を期待する

そして、総合評価（校長）は以下の通りです

A　特に良好である	B　良好である	C　概ね良好であるが、一層の努力を期待する

評価については、校長が「課題等の改善及び能力開発に向けた指導・助言」を行い、翌年度以降の「任用の参考とする」とされていますが、評価結果で次年度の任用更新を決定するのではありません。

評価は訂正を求めることができます。苦情申出は開示後、２週間以内です。

高教組はこのような評価は教育活動になじまない、という立場です。多様な業務に携わる教職員に対して公正な評価ができるか疑問です。評価結果のコピーを受け取ることも可能です。評価結果に納得できない場合はその旨を校長に伝え、訂正されることもあります。また、納得できない場合は開示後 2 週間以内に「評価結果に対する苦情申出書」を作成、以下の申出先に事前に連絡した上で、指定日に提出することもできます。

⑴事務職員、技術職員、事務員、技術職員、技労職員の申出先･･･県教委総務課総務人事班
⑵上記以外の教職員、教育職員の申出先･･･教職員人事課人事班（県立学校担当）

納得できない評価になっていないか、しっかりチェックしましょう。困ったことは高教組までご相談ください。